

平成26年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が改定されました

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のしくみをお知らせします

国民健康保険税の改定については「広報みたか」4月20日発行号で、後期高齢者医療保険料の改定については東京都後期高齢者医療広域連合発行の「東京いきいき通信」Vol.15(3月21日新聞朝刊折り込み)でお知らせしています。

今号では、7月に予定している各保険料(税)の通知書発送に先立ち、各保険料(税)の賦課のしくみや納付方法などについて改めて概要を紹介いたします。

	国民健康保険税 問 保険課税2382	後期高齢者医療保険料 問 保険課税2384																																			
制度の趣旨	病院などでの医療費負担などに対する医療保険制度に基づく保険税・保険料																																				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●75歳未満の方</li> <li>●世帯主に対して世帯分の保険税がまとめて掛かります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●75歳以上の方(および一定の障がいがあると東京都後期高齢者医療広域連合から認定された65~74歳の方)</li> <li>●被保険者一人ひとりに保険料が掛かります。</li> </ul>																																			
保険料・税の計算	<p>●①基礎課税分、②後期高齢者支援金等課税分、③介護納付金課税分、それぞれの所得割額・均等割額の合計額</p> <p>①基礎課税分(課税限度額51万円) 所得割額(算定基礎額(注1)×4.7%) + 均等割額(被保険者数×24,400円)</p> <p>②後期高齢者支援金等課税分(課税限度額16万円) 所得割額(算定基礎額(注1)×1.2%) + 均等割額(被保険者数×7,900円)</p> <p>③介護納付金課税分(課税限度額14万円) (40歳以上65歳未満の被保険者に課税) 所得割額(算定基礎額(注1)×1.4%) + 均等割額(被保険者数×12,500円)</p> <p>(注1) 算定基礎額(旧ただし書き所得)とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。</p> <p>◆均等割額の減額 世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)が一定額以下の世帯について、均等割額を減額します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯の所得の合計が下記に該当する世帯 (国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)</th> <th>減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>33万円以下</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>33万円に被保険者1人当たり24.5万円を加算した金額以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>33万円に被保険者1人当たり45万円を加算した金額以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得の申告に基づいて減額措置を行います。 ※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の所得も加算されます。</p>	世帯の所得の合計が下記に該当する世帯 (国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)		減額割合	①	33万円以下	7割	②	33万円に被保険者1人当たり24.5万円を加算した金額以下	5割	③	33万円に被保険者1人当たり45万円を加算した金額以下	2割	<p>●所得割額(賦課のもととなる所得金額(注2)×東京都の所得割率8.98%)・均等割額(42,200円)の合計額(限度額57万円)</p> <p>※保険料率は同広域連合が決定しており、東京都内で均一です。</p> <p>◆所得割額の軽減 被保険者本人の賦課のもととなる所得金額(注2)が一定額以下の場合、所得割額を軽減します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>賦課のもととなる所得金額</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 15万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>② 20万円以下</td> <td>7.5割</td> </tr> <tr> <td>③ 58万円以下</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。 ※所得とは、すべての収入金額から必要経費(年金・給与収入は計算式あり)を差し引いたものです。</p> <p>◆均等割額の軽減 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額が一定額以下の世帯について、均等割額を軽減します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">総所得金額等の合計が下記に該当する世帯</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)</td> <td>9割</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>33万円以下で、①に該当しない</td> <td>8.5割</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>33万円に被保険者1人当たり24.5万円を加算した金額以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>33万円に被保険者1人当たり45万円を加算した金額以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1月1日現在で65歳以上の方の公的年金所得(年金収入から年金控除を引いたもの)については、その所得からさらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いた額で判定します。</p>	賦課のもととなる所得金額	軽減割合	① 15万円以下	10割	② 20万円以下	7.5割	③ 58万円以下	5割	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合	①	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	②	33万円以下で、①に該当しない	8.5割	③	33万円に被保険者1人当たり24.5万円を加算した金額以下	5割	④	33万円に被保険者1人当たり45万円を加算した金額以下	2割
世帯の所得の合計が下記に該当する世帯 (国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)		減額割合																																			
①	33万円以下	7割																																			
②	33万円に被保険者1人当たり24.5万円を加算した金額以下	5割																																			
③	33万円に被保険者1人当たり45万円を加算した金額以下	2割																																			
賦課のもととなる所得金額	軽減割合																																				
① 15万円以下	10割																																				
② 20万円以下	7.5割																																				
③ 58万円以下	5割																																				
総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合																																			
①	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割																																			
②	33万円以下で、①に該当しない	8.5割																																			
③	33万円に被保険者1人当たり24.5万円を加算した金額以下	5割																																			
④	33万円に被保険者1人当たり45万円を加算した金額以下	2割																																			
納付方法	<p>国民健康保険税 世帯主が国民健康保険の被保険者で、かつ加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主の年金の年額が18万円以上で介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超えない方 上記以外の方</p> <p>後期高齢者医療保険料 年金の年額が18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方 上記以外の方</p> <p>特別徴収 (年金からの天引き) 年額18万円以上の年金を受給している方 ※申請により金融機関からの口座振替に変更できます。</p> <p>普通徴収 (納付書による納付または口座振替) 特別徴収にならない方 保険税や保険料の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください</p> <p>納付された保険税・保険料は、確定申告などでの社会保険料控除の対象になります。 ※三鷹市に転入したばかりの方や被保険者になったばかりの方も普通徴収ですが、日本年金機構からの通知に基づき、6か月~1年後に自動的に特別徴収へ切り替わります。</p>																																				

肺炎で亡くなった方の95%以上が高齢者です  
高齢者肺炎球菌予防接種の一部費用助成

日 6月1日(日)~9月30日(火)  
人 4月1日現在で65歳以上の市民1,000人  
※副反応を避けるため過去5年以内に接種を受けた方を除く。  
所 市内協力医療機関  
¥ 自己負担額5,000円(助成後の金額)  
申 5月19日(月)から総合保健センター ☎46-3254へ(先着制)。申込受付後、予診票などを送付します  
※高齢者の肺炎球菌予防接種の一部費用助成について、国は10月から、65歳から5歳刻みの年齢の方を対象に限定する予定です。  
対象年齢以外の方は、9月末までに今回の任意予防接種への申し込みをお勧めします。

市内協力医療機関  
〒5000円  
三鷹市国民健康保険に加入していない方は、下表誕生月の受診期間中に直接またははがきで「〒181-0004 新川6-35-28 総合保健センター」へ。電子申請サービス <https://www.e-etsuzuki99.com/tokyo/resident/> から申し込みます  
※同健康保険加入者には受診票を送付しますので、申し込みは不要です(4~7月生まれの方は5月下旬、8~11月生まれの方は7月下旬、12~3月生まれの方は9月下旬に送付)。  
問 同センター ☎46-3254

胃がんリスク検診(ABC検診)で胃の健康度をチェックしましょう

問診、血液検査でヘリコバクター・ピロリ菌感染の有無と血清ペプシノゲン値による胃の萎縮度(老化度を測定し、どのくらい胃がんにかかりやすい状態にあるかを判定します(胃がんそのものを発見する検査ではありません))。

平成27年3月31日までに40・45・50・55・60・65・70歳になる市民。ただし、左記項目に該当する方は受診できません。

- ① 胃の痛み、胸焼けなどの症状がある
- ② 食道、胃または十二指腸の病気で治療中
- ③ 胃酸分泌抑制薬(プロトンポンプ阻害薬)を服用中または2カ月以内に服用
- ④ 胃を切除した(一部を含む)
- ⑤ 腎不全(クレアチニン値が3mg/dl以上)
- ⑥ 過去にヘリコバクター・ピロリ菌の除菌を行った

受診期間	
4~7月生まれの方	6月1日(日)~9月30日(火)
8~11月生まれの方	8月1日(金)~11月30日(日)
12~3月生まれの方	10月1日(水)~平成27年1月31日(土) ※申し込みは1月16日(金)まで。